明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務七六）　二

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二七）　三

○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（同一二八）　三

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　三

○動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（同四四）　四

○建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（国土交通四五）　四

〔告　示〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件（総務三六一）　四

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同三六二）　四

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三一〇）　五

○戸籍が滅失した件（同三一一）　五

○日本国に帰化を許可する件（同三一二）　五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（外務三六五）　六

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（財務二二三）　七

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（同二二四）　七

○外国為替及び外国貿易法第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（同二二五）　七

○外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件（同二二六）　七

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三五三）　七

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三五四）　八

○薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件（同三五五）　八

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三五六）　八

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨を公示する件（同三五七）　八

○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三五八）　八

○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品を指定した件（同三五九）　八

○薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取り消した件（同三六〇）　八

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産九一三～九一九）　一〇

○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件（経済産業二二八）　一〇

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（同二二九）　一〇

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（同二三〇）　一一

○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（同二三一）　一一

○高速自動車国道に関する件（国土交通七〇六）　一一

○運輸審議会から答申があった件（同七〇七）　一二

○地すべり防止区域を指定する件（同七〇八）　一二

○地すべり防止区域を追加指定する件（同七〇九）　一三

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（四国地方整備局七四）　一三

〔国会事項〕　一三

〔人事異動〕　一四

宮内庁　金融庁　財務省　文部科学省
厚生労働省

（以下次のページへ続く）